障がい者雇用

差別と合理的配慮の提供に関する相談 件数が増加傾向——厚労省まとめ

厚生労働省は6月22日、「雇用の分野における障害者の差別禁止・合理的配慮の提供義務に係る相談等実績(令和元年度)」をとりまとめ公表した。

それによると、2019年度に公共職業安定所(ハローワーク)に寄せられた障がい者に対する差別と合理的配慮の提供に関する相談は、対前年度比2.4%増加の254件となった。このうち、障がい者に対する差別に関する相談は75件(対前年度比21.0%増)、合理的配慮の提供に関する相談は179件(同3.8%減)となった。

法改正に伴い、2016年度から、雇用の分野で障がい者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務化されている。本制度の施行以降、相談件数は増加傾向にある。

厚労省では、「制度施行から4年が 経過して、障がい者による理解が進み、 制度を利用するようになったことが背 景にあるのではないか」と指摘してい る。

ハローワークへの相談が増加傾向に

2019年度に、障がい者、障がいのある労働者、事業主等からハローワークに寄せられた障がい者に対する差別と合理的配慮の提供に関する相談件数は、前年度より6件多い254件となった。

相談件数の推移を見ると、2016年 度が176件(障がい者に対する差別が 80件、合理的配慮の提供が96件)、 2017年度が181件(それぞれ64件、 117件)、2018年度が248件(それぞ れ62件、186件)、2019年度が254件 (それぞれ75件、179件)で、相談 件数は増加傾向にある。

9割以上が障がい者からの相談

2019年度の相談件数を相談者別に 見ると、「障害者」が243件 (95.7%) で最も多く、次いで、「事業主」が7 件 (2.8%)、「その他 (家族等)」が4 件 (1.6%) となる。相談の9割以上 が「障害者」から寄せられ、「事業主」 からの相談は1割にも満たない。

「障害者」から寄せられた相談件数と全体に占める割合を見ると、2016年度が157件(89.2%)、2017年度が163件(90.0%)、2018年度が226件(91.1%)、2019年度が243件(95.7%)となり、障がい者からの相談件数と割合は増加傾向にある。

助言、指導、勧告で是正を図る

ハローワークは、障がい者に対する 差別や合理的配慮の提供に関する法令 違反等の事案に対しては、助言、指導、 勧告を行い、是正を図っている。

2019年度にハローワークが行った 助言件数は、前年度より11件多い76 件となった。

助言件数の推移を見ると、2016年度が11件(障がい者に対する差別が6件、合理的配慮の提供が5件)2017年度が24件(それぞれ6件、18件)、2018年度が65件(それぞれ15件、50件)、2019年度が76件(それぞれ13件、63件)と増加傾向にある。

一方、指導件数は、2018年度の2件(合理的配慮の提供が2件)を除いて、0件が続く。また、勧告件数は、2016年度から2019年度まで実績がない。

自主的な解決が難しい場合は調停も

事業主と障がい者の間で話し合いが 円滑に進まず、紛争に発展した場合、 関係当事者の申し立てに基づき、①都 道府県労働局長による紛争解決の援助、 または、②障害者雇用調停会議による 調停を実施することで、紛争の早期解 決を図っている。

①の労働局長による紛争解決の援助については、2019年度の援助申立受理件数は前年度と同じ3件(障がい者に対する差別が2件、合理的配慮の提供が1件)で例年並みの件数となった。

援助の実施結果を見ると、2019年 度に申し立てがあり、援助が終了した 1件については、解決に至らなかった。

②の障害者雇用調停会議による調停については、2019年度の調停申請受理件数は前年度より8件多い13件(障害者に対する差別が4件、合理的配慮の提供が9件)となった。

調停の実施結果を見ると、2019年度に受理して、調停を開始した13件のうち、7件(障がい者に対する差別が4件、合理的配慮の提供が3件)については、双方が調停案を受諾した。

差別禁止と合理的配慮の 提供義務の周知徹底を

厚労省では、雇用の分野における障がい者の差別禁止・合理的配慮の提供養務に係る制度の施行状況を踏まえ、制度のさらなる周知に努めるとともに、ハローワークなどに寄せられる相談への適切な対応と紛争解決のための業務の的確な実施に取り組んでいく、としている。 (調査部)